

あづみ野ジュニア卓球クラブ(梓川少年卓球教室)会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は「あづみ野ジュニア卓球クラブ」と称する。ただし梓川少年スポーツ教室の構成員として「梓川少年卓球教室」の名前も併用する。

第2条 (事務所)

クラブの事務所は監督自宅および保護者会長宅に置く。

第3条 (目的)

本クラブは、梓川少年スポーツ教室の理念に従い、地域に密着したスポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とする。

第4条 (活動)

本クラブは、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- (1) 各種スポーツ活動
- (2) レクリエーション懇親活動
- (3) 他クラブとの交流活動
- (4) 奉仕活動
- (5) その他目的達成のために必要な活動

第2章 クラブ員・指導者・保護者会

第5条 (構成)

本クラブは中学生以下のクラブ員、指導者、保護者会をもって構成する。

第6条 (クラブへの加入登録)

本クラブへの加入登録は、本クラブ所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当っては、別に定める費用を同時に納入するものとする。

第7条 (有効期間)

加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日の翌月1日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第8条 (クラブの登録)

本クラブは第6条に定めるところにより加入登録を行ったクラブ員・指導者をまとめ、日本卓球協会登録料と本クラブに所定の入会金を添え、クラブの登録を行うものとする。又、クラブ登録に明記されたクラブ員、指導者は全員財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。

第3章 役員

第9条（役員）

本クラブには、次の役員を置く。

監督 1名 指導者 若干名 顧問 若干名
保護者会役員（保護者会会則で定める）

第10条（互選）

保護者会役員は保護者会則に則り互選によって選出し、クラブ監督および指導者は保護者会が監督指導者の了解を取り付けたうえで委嘱するものとする。

前条の役員は、

1. 監督は、本クラブを代表し、クラブ総務および指導者を統轄する。
2. 顧問は、監督に適切な助言を与えるものとする。
3. 指導者は、本クラブの活動を指導する。
4. 保護者会はクラブの運営にあたりクラブ員および指導者に全面的な支援をする。

第4章 あづみ野ジュニア卓球クラブ保護者会

第12条

本クラブにクラブ員の全保護者が参加する「あづみ野ジュニア卓球クラブ保護者会」を置く。保護者会則については別に定める。

第5章 会計

第13条

会計業務は保護者会則に則り、保護者会が全面的に行う。保護者会は指導者の負担が極力少なくなることに留意し、集金業務、支払い業務など指導者の手を煩わせないように最大限に努力する義務を負う。

第6章 加入、脱退および解散

第14条

この会に加入するには保護者会則に基づいて会員名簿に登録し、入会金及び第1回の月会費を納入したものに限り資格を得る。月途中の入会であっても月会費は定額で発生するものとし、クラブに参加した児童生徒の保護者は全員加入とする。

第15条

クラブ生が脱退した時は、この会の権利及び財産を放棄するものとする。

第16条

この会のクラブ員は、他クラブとの掛け持ちや、二重登録を認めない。

第7章 クラブの解散・その他・細則

第19条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 保護者総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

第19条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は保護者役員会の決議により定める。

付則

本規約は平成28年4月1日より施行する。

令和6年10月 一部改訂

あづみ野ジュニア卓球クラブ保護者会会則

令和6年度

第1章 総則

- 第1条 この会は名称を「あづみ野ジュニア卓球クラブ保護者会」という。
- 第2条 この会の事務所をその時の会長宅におく。
- 第3条 この会はあづみ野ジュニア卓球クラブに参加した児童生徒（以下クラブ生）の保護者を以って構成する。

第2章 目的

- 第4条 この会の目的はクラブ生が卓球競技の技術を習得し、また諸大会、行事等参加するにあたり、経済面、諸事業運営面、クラブ生の健康管理等、このクラブの運営を側面より助勢するためのものである。また、指導者の指導を円滑にするため協力する。

第3章 権利及び義務

- 第5条 この会の会員は会則のもとに平等の権利と義務を有し、性別、門地、年齢又は身分等により会員たる資格を奪われる事なく、すべての問題に参加して、均等の取り扱いを受けることができる。
- 第6条 会員は規定の会費を納入し、本会則及び決議を尊重し守る義務を有する。

第4章 役員

- 第7条 この会には次の役員を置く。
- | | | | | |
|--------|----|----------|-----|----|
| 1) 会長 | 1名 | 5) 大会担当部 | 部長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 1名 | | 副部長 | 1名 |
| 3) 会計 | 1名 | 6) 指導担当部 | 部長 | 1名 |
| 4) 監事 | 2名 | | 副部長 | 1名 |
| | | 7) 厚生担当部 | 部長 | 1名 |
| | | | 副部長 | 1名 |
- *会長、副会長のうち1名以上梓川の人とする。

- 第8条 役員は総会で会員の相互選出により会長、副会長、会計を選出する。監査、大会担当、指導担当、厚生担当、各部の正副部長は会長の任命にて選出する。
- 第9条 会長はこの会を代表し、業務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 第10条 会計はこの会の会計事務を担当する。監事はこの会の会計を監査する。
- 第11条 大会担当部は、各種大会の当番の割り当て、大会諸連絡等、大会に係わる一切の業務を担当する。

- 第12条 指導担当部は、練習日の当番表の作成、出欠席表の作成、新人会員への会則等の指導周知、スポーツ保険の手続き、強化練習一切の任務と、器具・救急箱の管理補充を担当する。
- 第13条 厚生担当部は、お楽しみ会・お別れ会等、会員・コーチ・児童生徒の福利厚生に係わる一切の任務を担当する。
- 第14条 全ての会員は、大会担当部、指導担当部、厚生担当部のいずれかに所属し活動する事とする。なお、所属の割り振りは、役員会に一任することとする。
- 第15条 役員の仕事は1年とする。但し再任はこれを妨げない。

第5章 会議

- 第16条 この会議は次の会議を持つ。
- 1) 総会
 - 2) 役員会
 - 3) 各担当部会
- 第17条 総会は、この会の最高議決機関である。定期総会は年1回原則として4月に招集し開催する。総会は会員の3分の2以上を以って成立とみなす。
- 第18条 次の各項目は総会において会員の過半数の支持を得なければならない。
- 1) 会則の変更
 - 2) 事業報告及び決算報告
 - 3) 事業計画案及び予算案
 - 4) 役員選出に関する事項
 - 5) その他重要な事項
- 第19条 役員会は総会に次ぐ議決機関である。役員会は会長が必要に応じて招集する。役員会は正副会長、会計各担当部長で構成する。
- 第20条 各担当部会は、随時開催する事とし、各部長が必要に応じてこれを招集する。
- 第21条 この会の会議における議決は、出席構成員の過半数で決める。可・否、同数の場合は議長が決める。議長は会員のうちより選出する。

第6章 加入及び脱退

- 第22条 この会に加入するには、本会則に基づいて会員名簿に登録し、入会金及び第一回の月会費を納入したものに限り資格を得る。月途中の入会であっても月会費は定額で発生するものとし、クラブに参加した児童生徒の保護者は全員加入とする。
- 第23条 この会を脱退するときは、クラブ生が脱退した時とするとともに、この会の権利及び財産を放棄するものとする。
- 第24条 児童生徒のクラブへの加入については、他のクラブとの掛け持ちは認めない。但し、顧問、監督、及びコーチが許可した場合に限り認めるものとする。

第7章 賞罰

第25条 会員は本規約に違背したり、統括を乱したり、会の名誉を損ねたり、損害を与えた時は、役員会の決議により除名し、権利を停止する。

第26条 この会に貢献されたと認め足る者は、役員会において決定し、是を表彰する。

第8章 会計

第27条 この会の経費は入会金、会費、寄付金、その他の収入で賄う。

第28条 この会の予算、決算は監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第29条 この会の会計年度は、4月より3月までとする。

第30条 この会の入会金及び会費は、総会において決める。

第31条 この会の会計は、会員の要請ある時は常時公開しなければならない。

第32条 納付金の入会金、会費、その他の金品は理由を問わず返還しない。

第33条 この会の財産管理は役員会の責任とする。

第34条 会員・児童生徒及び指導者に対する慶弔見舞金は、これまでの経緯及び一般的事例に基づいて、役員が決定し会長又は役員が持参する。

第35条 スポーツ保険は、新規・継続にかかわらず個人で支払うこととする。

第9章 入会金及び会費

第36条 この会の入会金は、1人につき金1,400円とする。

第37条 この会の会費は、月額 小学生2,000円・中学生2,000円 兄弟、姉妹の場合は年齢順の2人目以降を1,000円とする。

第38条 当年度の中学3年生の会費は、夏季大会個人戦・団体戦共に敗退した月末でいったん引退とし10月から翌年3月までは月500円を出欠問わず納入する。

第39条 休部の場合（病気、怪我、家庭の事情によるもので、役員で協議の上やむをえないと判断された者に限る）会費は月額500円を納入する。

付 則

1. この会則に明文なき事柄は、総会に於いて決定する。
2. 会員はクラブの練習日に当番として参加し、所定の任務を果たすものとする。当番の組み合わせは指導担当部において編成する。
3. 大会等の引率当番は、会場内・会場への往復一切の行動に権限と責任を持つ。
4. 事故や怪我等の場合は、速やかに保護者に連絡する。

当番の作業内容

1. 卓球台の出し入れ、用具の準備、片付けを手伝う。
2. 教室生の健康管理、事故防止、怪我の手当等。
3. ミーティングに参加し、必要があれば連絡事項を役員に伝え対処してもらう。
4. 3年生の保護者については8月までとし、9月以降は入れないこととする。

各種大会遠征への補助規定

クラブ生が各種大会等に参加するにあたり、範囲を定めて会費より補助をする。

- | | | | |
|-----------|------------------------|------------------------|-----------------|
| (1) 大会参加料 | *団体戦⇒全額 | *個人戦⇒自己負担 | |
| (2) 交通費 | (監督)
・高速代
・ガソリン代 | (当番)
・高速代
・ガソリン代 | |
| | 全額 | 補助 | |
| (3) 宿泊料 | 選手・自己負担 | 監督・全額 | 当番・補助 |
| (4) 食費 | 選手・自己負担 | 監督・1人1日 | 1,000円(宿泊を伴う大会) |
| (5) 保険 | 全額 | | |

※補助については、その年の予算及び大会に応じて都度 会計と相談を要する。

全日本卓球選手権大会の補助規定

◎クラブ生と役員で定めた保護者とコーチが大会に参加・引率するにあたり、会費より補助をする。

- | | | | | |
|-----------|----|------|---------|------|
| (1) 大会参加料 | 全額 | | | |
| (2) 交通費 | 選手 | 半額 | 保護者1名のみ | 半額 |
| (3) 宿泊料 | 選手 | 半額 | 保護者1名のみ | 半額 |
| (4) 食費 | 選手 | 自己負担 | 保護者 | 自己負担 |
| (5) 保険 | 全額 | | | |

※補助については、その年の予算に応じて都度 会計と相談を要する。

本会則は 1997(平成 9)年 3 月 23 日より施行する。

- 1998(平成 10)年 3 月 22 日 一部改正する。
- 1999(平成 11)年 3 月 14 日 一部改正する。
- 2000(平成 12)年 4 月 29 日 一部改正する。
- 2001(平成 13)年 5 月 9 日 一部改正する。
- 2002(平成 14)年 4 月 27 日 一部改正する。
- 2002(平成 14)年 6 月 12 日 一部改正する。
- 2003(平成 15)年 3 月 2 日 一部改正する。
- 2003(平成 15)年 11 月 8 日 一部改正する。
- 2004(平成 16)年 3 月 7 日 一部改正する。
- 2004(平成 16)年 11 月 13 日 一部改正する。
- 2006(平成 18)年 4 月 26 日 一部改正する。
- 2008(平成 20)年 4 月 30 日 一部改正する。
- 2010(平成 22)年 3 月 12 日 一部改正する。
- 2011(平成 23)年 3 月 11 日 一部改正する。
- 2012(平成 24)年 2 月 11 日 一部改正する。
- 2013(平成 25)年 8 月 28 日 一部改正する。
- 2014(平成 26)年 7 月 30 日 一部改正する。
- 2016(平成 28)年 4 月 16 日 一部改正する。
- 2017(平成 29)年 4 月 15 日 一部改正する。
- 2018(平成 30)年 4 月 14 日 一部改正する。
- 2019(令和元)年 4 月 一部改正する。
- 2021(令和 3)年 5 月 22 日 一部改正する。
- 2022(令和 4)年 4 月 23 日 一部改正する。
- 2023(令和 5)年 7 月 8 日 一部改正する。
- 2024(令和 6)年 4 月 21 日 一部改正する。

あづみ野ジュニア指導指針

1 活動目標

「あづみ野ジュニア卓球クラブ会則」に則り、地域に密着したスポーツを通じ青少年の心身の健全な育成を目指す。長期的には「地域に卓球文化を根付かせること」を目標とする。

2 目指す児童生徒像

- (1) 卓球を愛し、競技する喜びや価値を自覚できる児童生徒
- (2) フェアプレイを誇りとし、自らを律する児童生徒。
- (3) 常に目標を持ち、何事に対しても自ら考え判断して努力行動できる児童生徒。
- (4) 優しさと思いやりを持ち、差別や偏見を持たない児童生徒。
- (5) 社会の一員であることを自覚し、仲間、保護者、指導者など自分たちに関わる全ての人に感謝し、礼を欠かさない児童生徒。

3 育てたい力

- (1) 競技愛
 - スポーツとしての卓球を愛し、楽しんでいく力。
 - 「卓球に直向きに取り組んだ」こと自体が誇れる力。
- (2) 社会性
 - ルール、礼儀、秩序を尊重し、公明正大に競技する力。
 - 「自分」より「自分たち」を意識して行動する力。
 - 練習試合全般にわたって、他者に対して礼節を踏まえて行動する力。
- (3) 自己肯定感
 - 卓球にふさわしい体力、技術力を獲得し、自己実現を目指し努力を継続していく力。
 - あづみ野ジュニア卓球クラブのメンバーであることの誇るために行動できる力。

4 地域クラブ活動の活動内容

(1) 指導方針

- ① 初心者に対して手厚い指導を行い、集団練習のシステム練習に組み込めるまで全力を尽くす。
- ② 地域密着を第一の指導目標として、いわゆるエリートクラブは指向しない。
- ③ 他の教室のように、「地域に向けて体験教室」を実施する。
- ④ クラブ運営、指導は常に保護者会との共通理解の下にすすめる。

- ⑤ クラブ員が在籍する中学校卓球部が存続する間は、部の補完の役割を果たし、中学校の顧問の先生方が指導しやすいように支援していく。
- ⑥ 礼儀、整頓、秩序を重んじ、どの競技会場でも恥ずかしくない行動ができる力を育てる。
- ⑦ クラブ員、保護者、指導者の相互理解と親睦をはかるため、レクリエーション活動も行う。

(2) 指導者

- ① 監督は、本クラブを代表し、クラブ総務および指導者を統轄する。
監督は日本スポーツ協会公認コーチであり、松本卓球連盟の理事を兼任する。
- ② 顧問は、監督に適切な助言を与えるものとする。
- ③ コーチは、本クラブの活動を指導する。コーチの選任にあたっては監督顧問が行い、保護者会長が委嘱するものとする。コーチは日本卓球協会公認審判員の資格を有し、市の指定する研修会や、長野県卓球連盟、松本卓球連盟が主催する研修会にも努めて参加し、自己研鑽に励む義務を負う。
- ④ コーチする力量や意欲があるが、未成年の者はアシスタントコーチとして児童生徒の指導に携わる。ただしアシスタントコーチは監督、コーチの助言指導を仰ぐものとする。

(3) 適切な休養日及び活動時間の設定

- ① 定例練習会は次の通り設定する

毎週水曜日

➔ 開場 18:30 準備完了練習開始 19:00 練習修了 21:00 片付け終了解散 21:15

毎週土曜日

➔ 開場 18:30 準備完了練習開始 19:00 練習修了 21:30 片付け終了解散 21:45

以上のように練習日は限られているので、休養日は設定しない。

(4) 大会の参加

当クラブとしては、中学校体育連盟主催の大会以外はおおよそクラブ参加とする。

令和6年度事業計画

4月21日可決

1 本部

- | | |
|------------------|----|
| ① 第1回保護者総会 | 7月 |
| ② 役員会 | 3月 |
| ③ 第2回保護者総会 役員引継ぎ | 4月 |
| ④ スポーツ教室開講式 | 4月 |

2 指導部

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 体育館使用料支払い | 毎月 |
| ② スポーツ障害保険加入手続き | 毎月 |
| ③ 保護者練習当番表作成 | 2か月ごと |
| ④ 出席表作成 | 毎月更新 |
| ⑤ 練習当番への指導助言 | 年間 |
| ⑥ 備品の点検 救急箱管理 | 年間 |
| ⑦ 備品点検及び補充 | 年間 |
| ⑧ 用具置き場倉庫の整備清掃 | 年間 |

3 厚生部

- | | |
|----------|-------|
| ① お楽しみ会 | 夏季休業中 |
| ② クリスマス会 | 12月 |
| ③ 修了式 | 3月 |

4 大会部

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ① 日本卓球協会 長野県卓球連盟 松本卓球連盟 登録 | 年間通してクラブ代表に依頼 |
| ② 新規入会者のクラブTシャツ、トレーナーの手配 | |
| ③ 大会参加者募集 | |
| ④ 大会引率計画の作成 | |
| ⑤ 大会保険加入手続き(JA 共済 旅行傷害保険) | |
| ⑥ クラブ旗 大会ノートの管理 | |
| ⑦ 個人戦エントリー代徴収 | |
| ⑧ 大会当番の決定と業務依頼 指導と助言 | |

《年間大会参加計画》

月	大会名	会場	参加対象
4月	第67回松本市スポーツ春季大会	松本市総合体育館	全クラブ員
	第7回塩尻杯卓球選手権	ユメックスアリーナ	中学生
5月	長野県中学校卓球選手権個人戦	ホワイトリング	中学生
	第43回塩尻ジュニア卓球選手権	ユメックスアリーナ	全クラブ員
	全農杯全日本卓球選手権長野県予選	穂高総合体育館	小学生
	全日本ホープス団体戦長野県予選	高森町民体育館	小学生
7月	第6回松本市小学生卓球大会	南部体育館	小学生
8月	長野県知事杯卓球選手権個人戦	ANCアリーナ	全クラブ員
	全日本カデット中信地区予選	穂高総合体育館	全クラブ員
	ニッタク杯安曇野オープン	ANCアリーナ	中学生
	中部日本カデット/ホープス/カブ選手権	愛知県一宮体育館	県予選通過者
9月	全日本カデット長野県予選	ANCアリーナ	中信予選通過者
	長野県知事杯団体戦	穂高総合体育館	全クラブ員
10月	東京オープン北信越小学生長野県選考会	ANCアリーナ	全クラブ員
	第31回ジュニア安曇野選手権小学生の部	穂高総合体育館	小学生
11月	大阪名古屋オープン長野県選考会	南長野運動公園体育館	全クラブ員
	中信会長杯卓球選手権団体戦	ユメックスアリーナ	中学生
12月	北信越小学生卓球選手権大会	富山魚津ありそドーム	県予選通過者
	第33回松本会長卓球選手権杯	ユメックスアリーナ	全クラブ員
1月	全国ホープス団体戦選手選考会	しらかば社会体育館	小学生
	第31回ジュニア安曇野選手権中学生の部	穂高総合体育館	中学生
	かいじ関東近都県中学生交流卓球大会	緑ヶ丘スポーツ公園	中学生
2月	テレビ松本杯卓球選手権大会	ユメックスアリーナ	全クラブ員
3月	全松本卓球選手権大会団体戦	松本市総合体育館	全クラブ員
	安曇野市長杯卓球選手権大会	穂高総合体育館	全クラブ員
	第27回長野県クラブチーム交流卓球大会	松本市総合体育館	全クラブ員